

<産業廃棄物の種類に関すること>

Q1. 「水銀使用製品産業廃棄物」の“産業廃棄物の種類”は何になりますか。

A1. 「水銀使用製品産業廃棄物」が新たに規定されましたが、産業廃棄物の種類を追加するものではありません。廃棄物処理法施行規則第7条の2の4各号に規定する「水銀使用製品産業廃棄物」の“産業廃棄物の種類”は、その製品を構成する部材の種類となります。なお、三重県では、規則別表第4で規定されているランプ類等については、“産業廃棄物の種類”を下記のとおり取り扱います。

- ・ランプ類：「金属くず、ガラスくず等、廃プラスチック類」
- ・電池類：「金属くず、汚泥」
- ・農薬：「廃酸、若しくは廃アルカリ、(性状によっては、汚泥)」

「水銀使用製品産業廃棄物」は、水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであることから、通常、上記6品目から構成されると考えられます。ただし、規則別表第4に規定されている製品を材料又は部品として用いて製造された水銀使用製品（＝組込製品）が産業廃棄物になったものについても「水銀使用製品産業廃棄物」に該当することから、上記6品目以外を申請する場合は、その製品名称や構成部材等を明らかにしてください。

Q2. 割れてしまった蛍光ランプも「水銀使用製品産業廃棄物」に該当しますか。

A2. 該当します。

Q3. 「水銀含有ばいじん等」とは。

A3. 「ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい」であって、1キログラムにつき15ミリグラム超の水銀又はその化合物を含むものと、「廃酸又は廃アルカリ」であって、1リットルにつき15ミリグラム超の水銀又はその化合物を含むものが該当します。この6品目以外は「水銀含有ばいじん等」には該当しません。

<許可証の書き換えに関すること>

Q4. 現在、蛍光ランプの収集運搬を行っています。許可証の書き換えを申し出る際に、必要な書類を教えてください。

A4. 許可証の書き換えについては、三重県が指定している書類【申出書、運搬車両や運搬容器等を記載したもの。詳しくは県のHPを参照】を変更届出書に添付して下さい。

Q5. 「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」について、「除く」との許可証に書き換えた後に「含む」に変更する場合は、どのような手続きになりますか。

A5. 事業の範囲を変更することになりますので、変更許可申請の手続きが必要となります。

Q6. 移動式処理施設を用いて汚泥を脱水する許可を取得している県外業者です。三重県から書類が届きました。三重県からは、収集運搬業の許可も取得していますが、併せて収集運搬業にかかる許可証の書き換えもしなければいけないでしょうか。

A6. 収集運搬業にかかる許可証の書き換えについては、施行日以降の最初の更新時に手続きを行います。なお、それ以前に許可証への記載を希望される場合は、三重県のHPに方針を掲載しております。

Q7. 三重県では許可証の記載方法はどのようになりますか。

A7. 「水銀含有ばいじん等」については、品目の後に（水銀含有ばいじん等を（含む/除く））を記載します。「水銀使用製品産業廃棄物」については、取り扱う場合、「水銀使用製品産業廃棄物」を含む品目を最初に列挙した後、（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む）を記載します。また、取り扱わない場合、全ての品目を列挙した後、（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く）を記載します。

<変更許可に関する事>

Q8. 現在、三重県から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得して、蛍光ランプの処理を行っています。今回の改正により変更許可を申請する必要がありますか。

A8. 改正令施行の際に、現に「水銀使用製品産業廃棄物」である蛍光ランプを取り扱っている収集運搬業者は、変更許可の申請を行う必要はありません。ただし、平成 29 年 10 月 1 日以降は、これまでの処理基準に加えて、新たな処理基準が追加で適用されますので取り扱う際には処理基準を遵守してください。

<処理基準、保管基準に関する事>

Q9. 「水銀使用製品産業廃棄物」である水銀電池が、水銀を含まない電池類と混在している場合はどのように取り扱ったら良いのでしょうか。

A9. 分別してもなお同一の 카테고리・同一性状の製品が産業廃棄物となったものが混在した状態で排出される場合には、総体として「水銀使用製品産業廃棄物」として取り扱ってください。

Q10. 「水銀使用製品産業廃棄物」の運搬基準である“破碎することのないような方法”とはどのような方法ですか。

A10. パッカー車を用いて運搬しないことなどです。また、運搬する際に破損しないよう専用の容器等に入れて運搬してください。

<契約に関する事>

Q11. 改正令の施行時点（平成 29 年 10 月 1 日）ですでに蛍光ランプの処理を産業廃棄物処理業者に委託していますが、施行日以降に改めて委託契約を結び直す必要があります

か。

A11. 改正令の施行日以降、蛍光ランプは「水銀使用製品産業廃棄物」として取り扱う必要があります。その処理を委託する際には委託契約書にこれらが含まれる旨を記載することが必要になります。ただし、施行の際に、現に締結されている委託契約については契約の更新までの間は適用されませんが、自動更新規定を含む契約書については、覚書等により「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を規定するよう努めてください。なお、施行日以降に交付する産業廃棄物管理票については、委託する産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、その旨を記載する必要があります。

<処理委託に関すること>

Q12. 「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」の処理を産業廃棄物処理業者に委託したいのですが、どの処理業者に委託すれば良いのでしょうか。

A12. 今後、既存業者を含め産業廃棄物処理業者の許可証に「水銀使用製品産業廃棄物」等の取り扱いが明記されますので、許可証等を参考として、取り扱える処理業者であることを確認のうえ処理委託を行ってください。その際には、排出事業者として、必ず「水銀使用製品産業廃棄物」等が含まれることを契約上明記してください。

<その他>

Q13. 「水銀含有ばいじん等」に該当する産業廃棄物は、施行日以降、再生資源として利用することはできなくなるのか。

A13. 引き続き、環境上適正な方法で再生資源として利用することは可能です。

Q14. 「水銀使用製品産業廃棄物」を中間処理する際の注意点は。

A14. 「水銀使用製品産業廃棄物」を中間処理（処分又は再生）する際には、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずる必要があります。